

## ■入札制度の一部改正について

### 1 (測量、設計及び印刷業務の) 最低制限価格制度について

本市が発注する測量、設計及び印刷業務において、ダンピング受注を抑止し、業務品質の確保を図るため、次のとおり最低制限価格制度を改めます。

#### ① 最低制限価格の算定方式の改正

測量、設計及び印刷業務の最低制限価格の算定方法を次のとおり改めます。

##### <改正前>

最低制限価格は、予定価格の6/10(千円未満切捨て。)を下回る入札があった場合に設定する。

最低制限価格は、入札を行った者のうち、入札金額(税込み。)が低いものから5者(入札参加者が5者に満たない場合は全者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件、業種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書郵便、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。)の入札金額の平均の額に0.9を乗じた額(千円未満切捨て。)を最低制限価格とする。

##### <改正後>

最低制限価格は、一定の手法により設定する。

#### ② 最低制限価格の公表の取り扱い

入札参加者が推察できないよう、最低制限価格の算定方式は非公表の取り扱いとし、最低制限価格については契約締結後の公表(事後公表)とします。

#### 〔適用時期〕

①及び②については、平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。